

令和8年度



やまなし外国人活躍企業支援事業費 補助金のご案内

県内に事業所を有する中小企業者等の外国人の受入と定着・活躍を促進するため、外国人の日本語能力向上につながる取り組みを支援します。

補助対象となる事業

外国人労働者及び外国人労働者の帯同家族の日本語能力向上のための日本語学習に関する事業。

ただし、令和7年4月以降に雇用した外国人労働者への事業に限る。

補助対象者

「やまなし外国人労働環境適正化推進ネットワーク」^(※)に参加している県内に事業所を有する中小企業者、医療法人、社会福祉法人、一般社団法人及び公益法人。

※外国人の労働環境適正化を進めるための官民ネットワーク。一定の要件により参加可能。

申請方法

山梨県ホームページから申請書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、以下の宛先まで持参又は郵送してください。

山梨県HP

【宛先】

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
山梨県総合県民支援局 男女共同参画・多様性推進課
多様性推進担当 <補助金申請書受付係>



TEL: 055-223-1539 FAX: 055-223-1516

申請受付期間

令和8年4月1日(水)～令和9年1月29日(金)まで(随時受付)

※ただし、申請額が予算上限額に達した時点で受付を終了します。

❗ 交付申請は、1事業者当たり年度内1回限りとさせていただきます。

補助内容

対象事業	補助対象経費（主なもの）	補助率	補助上限額
日本語能力向上のための日本語学習に関する事業	<ul style="list-style-type: none">講師の謝金及び旅費教材費及び印刷費、消耗品費会場使用料受講料及び交通費日本語能力試験の受験料	1/2	20万円

対象外の経費

- ・入国後講習に係わる経費
- ・専門技術習得のための研修受講費（例：介護分野の喀痰吸引等の研修）等

※対象経費について、判断に迷うものがある場合には、事前に担当者へお問い合わせください

対象事業の要件

外国人労働者の日本語能力向上のための日本語学習に関する事業

- ・対象期間内に日本語学習の機会が継続的に得られるものであること
- ・日本語能力を測る試験を受験させること（※1）
- ・令和9年2月末までに事業経費の支払いが完了すること



※1 文化庁ホームページ「日本語能力評価・試験等一覧」（抜粋）

- | | |
|------------------|----------------------------|
| ・日本語能力試験（JLPT） | ・日本語NAT-TEST |
| ・JPT日本語能力試 | ・JFT Basic（国際交流基金日本語基礎テスト） |
| ・J.TEST 実用日本語検定 | ・介護日本語評価試験 |
| ・BJTビジネス日本語能力テスト | ・実践日本語コミュニケーション検定（PJC） 等 |

補助対象事業の詳細

○ 令和7年4月以降に雇用した外国人労働者および当該外国人労働者の帯同家族を対象とした事業の場合

→ 外国人労働者については、日本語能力を測る試験を受験することを必須とする。

なお、帯同家族については、日本語能力を測る試験の受験を要しない。

○ 令和7年4月以降に雇用した外国人労働者の帯同家族のみを対象とした事業についても、実施を可とする。

→ この場合、日本語能力を測る試験の受験は不要とする。

